

事業主の皆さまへ(1～4は全企業が対象)

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和4年4月1日から3段階で施行

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育児制度(出生時育児休業制度、P2参照)の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

令和4年4月1日施行

1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育児(P2参照)の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。※複数の措置を講じることが望ましいです。

- ① 育児休業・産後パパ育児に関する研修の実施
- ② 育児休業・産後パパ育児に関する相談窓口の整備(相談窓口設置)
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育児取得事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育児制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

● 妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出した労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※取得を控えさせるような形の個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	① 育児休業・産後パパ育児に関する制度 ② 育児休業・産後パパ育児の申し出先 ③ 育児休業給付に関すること ④ 労働者が育児休業・産後パパ育児期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	① 面談 ② 書面交付 ③ FAX ④ 電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ。

※雇用環境整備、個別周知・意向確認とも、産後パパ育児については、令和4年10月1日から対象。

2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

現行

(育児休業の場合)
 (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
 (2) 1歳6か月までの間に契約が満了する
 ことが明らかでない

令和4年4月1日～
 (1)の要件を撤廃し、(2)のみに
 ※無期雇用労働者と同様の取り扱い
 (引続き雇用された期間が1年未満の労働者は
 労使協定の締結により除外可)
 ※育児休業給付についても同様に緩和

就業規則等を見直しましょう

令和4年10月1日施行

3 産後パパ育児(出生時育児休業)の創設

4 育児休業の分割取得

就業規則等を見直しましょう

	産後パパ育児(R4.10.1～) 育児とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1～)	育児休業制度 (移行)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで*1	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲*2で休業中に就業 することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長		育児開始日を柔軟化	育児開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合 に限り再取得可能*3	再取得不可

※1 雇用環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。

※2 具体的な手続きの流れは以下①～④のとおりです。

- ①労働者が就業してもよい場合は、事業主にその条件を申し出
- ②事業主は、労働者が申し出した条件の範囲内で候補日・時間を提示(候補日等がない場合はその旨)
- ③労働者が同意
- ④事業主が通知

なお、就業可能日等には上限があります。

- 休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分
- 休業開始・終了予定日を就業日とする場合は当該日の所定労働時間数未満

例) 所定労働時間が1日8時間、1週間の所定労働日が5日の労働者が、

休業2週間・休業期間中の所定労働日10日・休業期間中の所定労働時間80時間の場合
→ 就業日数上限5日、就業時間上限40時間、休業開始・終了予定日の就業は8時間未満

休業開始日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	13日	休業終了日
4時間	休	休	休	6時間	休	休	休	6時間
休	休	休	休	休	休	休	休	休

産後パパ育児も育児休業給付(出生時育児休業給付金)の対象です。休業中に就業日がある場合は、就業日数が最大10日(10日を超える場合は就業している時間数が80時間)以下である場合に、給付の対象となります。注：上記は28日間の休業を取得した場合の日数・時間。休業日数が28日より短い場合は、その日数に比例して短くなります。

育児休業給付については、最寄りのハローワークへお問い合わせください。



<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000838696.pdf>

